

別表 I 〈〈訪問看護ステーション 利用料金〉〉

保険種別	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	要介護者など介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない(非該当)の方等 ②介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や症状の方等
訪問回数	ケアプランに準ずる	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算、急性増悪時を除き週3回まで
利用料金 (保険適応)	費用の1割を負担(1単位=10円) 20分未満(24h体制、20分以上/週1回) 314単位/1回 30分未満 471単位/1回 30分以上60分未満 823単位/1回 60分以上90分未満 1,128単位/1回 ※高齢者虐待防止措置実施の有無 基準型 同一建物減算1 所定の単位数10%減算 同一建物減算2(50人以上) 所定の単位数15%減算	費用の保険割合分に応じた額を負担(1~3割) 訪問看護基本療養費Ⅰ(1回30~90分) 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円 基本療養費Ⅱ(同一建物居住者で同一日2人) 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円 基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問看護) 8,500円 管理療養費 月の初日 7,670円 2日目以降 2,500円 夜間早朝訪問看護加算 2,100円 深夜訪問看護加算 4,200円
加算 (保険適応) ※別途任意で契約	初回加算Ⅱ(新規利用者) 300単位 又は退院時共同指導加算 600単位 緊急時訪問看護加算Ⅰ 600単位/月 特別管理加算Ⅰ 500単位/月 特別管理加算Ⅱ 250単位/月 ターミナルケア加算 2,500単位 複数名訪問加算 30分未満 254単位/1回 30分以上 402単位/1回 専門管理加算 なし 看護体制強化加算 なし 口腔連携強化加算 なし サービス提供体制強化加算 なし	24時間対応体制加算 6,800円/月 特別管理加算 2,500円/月 ※気管切開・留置カテーテル使用状態等 5,000円/月 難病等複数回訪問加算 2回/日の場合 +4,500円 3回/日の場合 +8,000円 長時間訪問看護加算(週1回) 5,200円 緊急訪問看護加算 2,650円 訪問看護ターミナルケア療養費 25,000円 複数名訪問加算(週1回) 4,500円 訪問看護情報提供療養費Ⅰ 1,500円/月
その他 利用料 (実費)	通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。 (1) 通常の事業の実施地域の範囲を越えた地点から、 片道概ね100km未満 60円(km) (2) 通常の事業の実施地域の範囲を越えた地点から、 片道概ね100km以上 50円(km)+1,000円	
その他	サービス提供に必要な費用(介護用品等)・・・実費	

※各種保険の他、公費負担医療もお取扱いいたします。また、主治医より一時的に頻繁な訪問看護の必要があるとの指示があった場合は、医療保険での対応となります。